

「アシフルオルフェン」、「アミノエトキシビニルグリシン」、「クロロエトキシホス」、「酸化プロピレン」、「トリブホス」、「ヒドラメチルノン」、「フェンチン」、「Sec-ブチルアミン」、「ブロディファコウム」、「ベノキサコール」、「ベンダイオカルブ」、「オラキンドックス」及び「エプリノメクチン」の食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準(いわゆる暫定基準)等の設定については、食品安全基本法(平成15年法律第48号、以下「法」という)第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

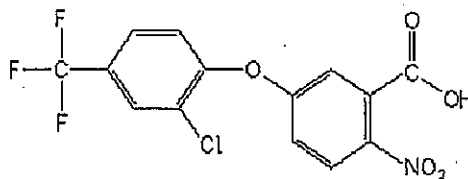
農薬アシフルオルフェン、アミノエトキシビニルグリシン、クロロエトキシホス、酸化プロピレン、トリブホス、ヒドラメチルノン、フェンチン、Sec-ブチルアミン、ブロディファコウム、ベノキサコール及びベンダイオカルブ、飼料添加物及び動物用医薬品オラキンドオックス並びに動物用医薬品エプリノメクチンについては、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) アシフルオルフェン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準(米国及び豪州)を参考に新たな基準を設定した。

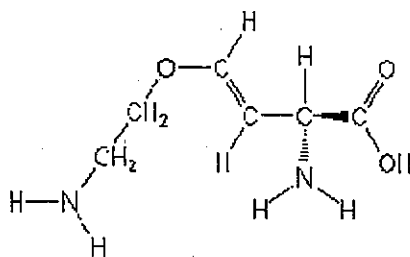
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) アミノエトキシビニルグリシン

本薬は成長調整剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国及び豪州）を参考に新たな基準を設定した。

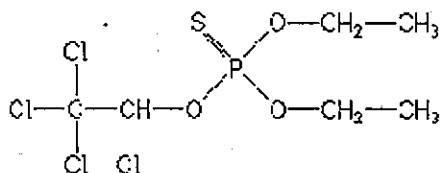
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) クロロエトキシホス

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国）を参考に新たな基準を設定した。

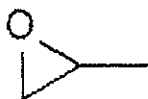
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(4) 酸化プロピレン

本薬は燻蒸剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国）を参考に新たな基準を設定した。

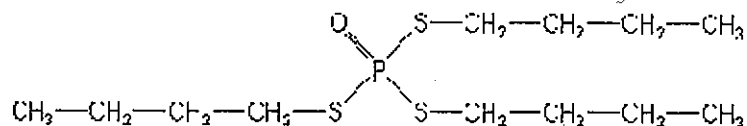
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(5) トリブホス

本薬は成長調整剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国）を参考に新たな基準を設定した。

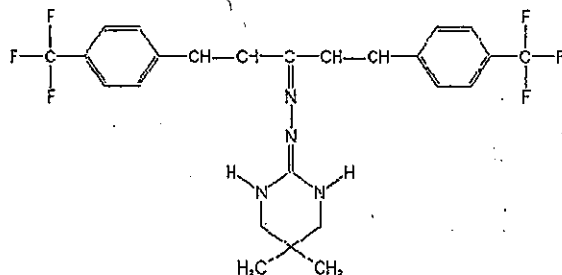
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(6) ヒドラメチルノン

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国）を参考に新たな基準を設定した。

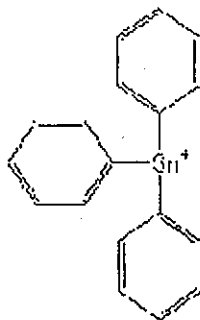
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(7) フェンチン

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（米国、豪州及びEU）を参考に新たな基準を設定した。

JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.0005mg/kg 体重/日と設定されている。

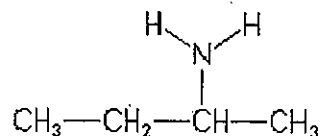


(8) Sec-ブチルアミン

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準

(ニュージーランド) を参考に新たな基準を設定した。

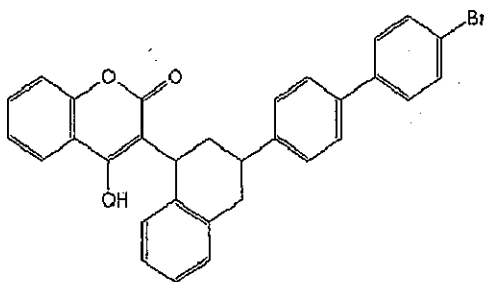
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(9) ブロディファコウム

本薬は殺鼠剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準(豪州) を参考に新たな基準を設定した。

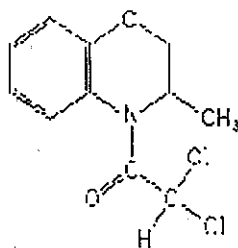
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(10) ベノキサコール

本薬は薬害軽減剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準(米国) を参考に新たな基準を設定した。

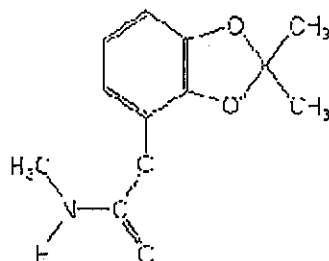
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(11) ベンダイオカルブ

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準(豪州) を参考に新たな基準を設定した。

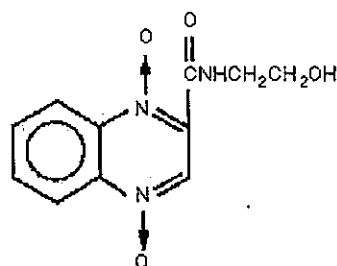
JMPRにおける毒性評価では、ADIとして0.004mg/kg 体重/日と設定されている。



(12) オラキンドックス

本薬は合成抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準（オーストラリア）を参考に新たな基準を設定した。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価は、“TEMPORARILY ACCEPTABLE^(注)”と評価されている。

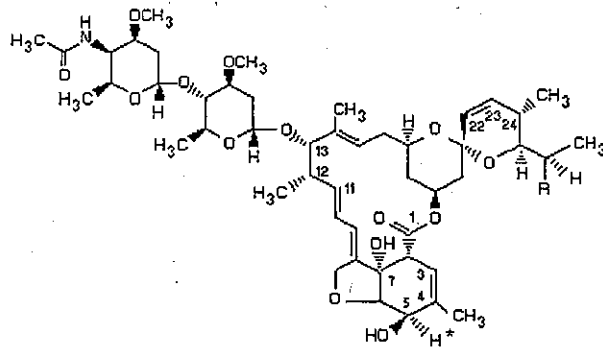


(13) エプリノメクチン

本薬は寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準（オーストラリア）を参考に新たな基準を設定した。

JECFAにおける毒性評価では、ADIとして10 μg/kg体重/日と設定されている。

(注) 現時点での知見から判断して、適切に使用される限りにおいて毒性学的に問題がないと考えられる場合に用いられる。



B_{13} component: $R = C_2H_5$
 B_{10} component: $R = CH_3$

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定について検討する。